

## 企画提案募集要項

### 1 募集概要

(1) 業務件名

木材利用促進の企画運営に係る業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

(3) 業務内容

別紙「仕様書（企画提案募集用）」のとおり

(4) 委託金額の上限額

金6,300千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ただし、仕様書（企画提案募集用）4(1)木材利用促進月間における機運醸成は、5,800千円とし、同4(2)みやこ杉木等を活用した建築物等の優良事例の発信は、500千円とする。

### 2 応募資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。
- (9) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

### 3 応募手続・問合せ等

(1) 提出書類

本募集要項、仕様書（企画提案募集用）、個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書、受託候補者選定審査基準等を熟読のうえ、以下の書類を提出すること。

ア 応募申請書（様式1） 正1部

- イ 応募者の概要・体制がわかる資料（任意様式） 正1部・副6部  
 ウ 類似業務受託実績一覧（様式2） 正1部・副6部  
 エ 企画提案書（任意様式） 正1部・副6部
- ・以下の提案項目を含め、提案を行うこと。
  - ・企画提案書には、業務スケジュールを記載すること。

提案項目	提案を求める内容
<p>木材利用促進月間における機運醸成</p>	<p>機運醸成の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の木材利用促進方法の展望</li> <li>・木と暮らすデザイン <b>KYOTO</b> との連携方法</li> <li>・京都府公衆浴場業生活衛生同業組合との連携方法</li> <li>・広報ターゲットを明確に定めた情報発信の方法（SNS等の活用方法等）</li> <li>・木の文化の魅力が伝わるイベントの企画方法</li> <li>・木材利用促進月間におけるすべてのイベントに関するコーディネート方法（委託事業以外に市主催で、北山丸太が使われた建物の見学ツアー、市庁舎の和室の解説といったイベントを実施予定）</li> <li>・会場で参加者を増やすための取組（web、看板の活用など）の方法</li> <li>・来場者のカウント方法（昨年まではスタッフが1時間ごとのおよその来場者を目視カウントし集計）、アンケートの回収と分析、木の文化に関する理解促進の方法</li> <li>・会場設営（テント数など）と雨天時対応の方法</li> <li>・出展者募集の方法（出展者は、林業や木材に関わらず、木材に関心のある事業者など幅広く想定している。）</li> <li>・多言語対応の方法（英語は必須）・アンケートを収集するための方法（ノベルティの配布など）</li> </ul> <p>などを含めて記載すること。</p> <p>また、森林に関する子供達の原体験に繋がり、今後の行動変容を促すイベントを企画することもできる。</p>
<p>みやこ杉木等を活用した建築物等の優良事例の発信</p>	<p>優良事例「京都のステキな木の空間」の発信の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度までの事例に令和7年、8年度に新たに選定した事例を加えた事例集と選定盾の製作方法</li> <li>・事例集冊子やデジタル上で使用できるデータの効果的なデザインとレイアウト方法</li> <li>・SNSなどを利用した「京都のステキな木の空間」を効果的に広報する方法（パネル展示やその他）</li> <li>・アンケートの実施・収集方法</li> <li>・上記以外に、周知する方法などを含めて記載すること。</li> </ul>

- オ 見積書（任意様式） 正1部・副6部  
本業務の総費用（消費税及び地方消費税対象額を含む）の見積金額を記載すること。
- カ 京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ以下の書類を提出すること。  
誓約書（様式3）、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、納税証明書、調査同意書（水道料金・下水道使用料）、使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届：各 正1部

## (2) スケジュール

- ア 応募申請書等受付開始 令和8年4月20日（月）午後1時から
- イ 質問書の提出期限 令和8年4月23日（木）午後5時まで  
※質問できる者は、「2 応募資格要件」を満たしている者とする。
- ウ 質問書への回答 令和8年4月28日（火）予定  
※質問の回答は、京都市情報館にて回答する。
- エ 応募申請書等提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時まで  
※必要に応じて企画内容に関するプレゼンテーションを求めることがある。
- オ 審査結果通知 令和8年5月20日（水）予定

## (3) 応募受付・問い合わせ先

京都市産業観光局農林振興室（担当：井上、中野）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3346 FAX：075-221-1253

E-mail：ringyosinko-m@city.kyoto.lg.jp

※ 提出方法は、郵送又は持参とする。ただし、郵送の場合は応募申請書等提出期限内に必着（到着確認すること）、持参の場合は応募申請書等提出期限までの受取とする。

※ 質問は、E-mailにて行うこととする。

## (4) その他

本プロポーザルの参加に伴う提案書作成等の経費については、応募者負担とする。また、提出された提案書類は、応募者に返却しない。

## 4 審査基準及び審査方法

### (1) 審査基準

別紙「受託候補者選定審査基準」のとおり

### (2) 審査方法

京都市産業観光局内に設置する「木材利用促進の企画運営に係る業務受託候補者選定委員会」において書類審査を実施し、評価点の合計が60点以上のもののうち最も高い評価点を得た応募者を受託候補者として選定する。

ただし、評価点の合計が60点以上であっても別紙「受託候補者選定審査基準」の別表「評価項目及び配点」の「業務実施体制」の評価項目において評価点

が6点を満たす応募者がいない場合は、受託候補者を選定しないことがある。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

### (3) 審査結果

結果については、応募者全員に文書により通知し、応募者、評価点及び受託候補者を選定した理由がわかる情報を公表する。また、審査結果についての異議申立は受け付けない。

## 5 契約に関する基本事項

### (1) 契約条件

受託候補者の提案内容を基に、次のア～エのとおりとする。

#### ア 委託金額の上限額

金6,300千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ただし、仕様書（企画提案募集用）4(1)木材利用促進月間における機運醸成は、5,800千円とし、同4(2)みやこ柚木等を活用した建築物等の優良事例の発信は、500千円とする。

#### イ 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

#### ウ 業務内容

別紙「仕様書（企画提案募集用）」を基に、提案内容を踏まえて、受託候補者と協議のうえ決定する。

#### エ 特約事項

- ・ 企画提案内容の実現に係る追加費用や別途費用は、全て受託候補者の負担で行うこととする。
- ・ 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約までの手続

受託候補者と契約交渉のうえ、京都市が契約書を作成し、受託候補者と契約する。ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、受託候補者に次いで評価点の高かった応募者を受託候補者として契約交渉を行うものとする。

#### (参考)

京都・北山杉 PR BOOK：<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000106000.html>

京都のステキな木の空間：<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000312536.html>

木と暮らすデザイン KYOTO：<https://kitokurasu-design.city.kyoto.lg.jp/>

みやこ柚木：<https://miyakosomagi-e.net/miyakosomagi/>

京都銭湯組合（京都府公衆浴場業生活衛生同業組合）：<https://1010.kyoto/>

## 仕様書（企画提案募集用）

### 1 業務件名

木材利用促進の企画運営に係る業務

### 2 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

### 3 業務の目的及び概要

本市では、2050年のカーボンニュートラルや京都市木の文化・森林活性化SDGsの推進及び森林資源の適切な循環利用の実現に向け、「ウッド・チェンジ」を推進している。そして、京都の木の文化を代表する銘木「北山丸太」をはじめとする「みやこ杣木」の利用促進に取り組んでいる。

本業務は、「木の文化」の魅力を発信することにより、木を身近に取り入れた木と暮らすライフスタイルへの関心を高め、山間地への誘客、北山丸太をはじめとしたみやこ杣木・木製品の購買に繋げるとともに、市内産木材をはじめとした木材に触れ、森林資源の循環利用や木材利用の意義に対する関心及び理解を深める機会を提供することを目的とするものである。

### 4 委託内容

#### (1) 木材利用促進月間における機運醸成

森林や木材利用に関わる幅広い事業者等が出展し、市民をはじめとする来場者が市内産木材をはじめとする木材に触れ、森林資源の循環利用や木材利用の意義に対する関心及び理解を深め、購買に繋がる機会を提供する。

##### ① 木材利用促進月間における機運醸成事業の実施

森林や木材利用に関わる幅広い事業者等が出展し、市民を始めとした来場者が市内産木材をはじめとした木材に触れ、森林資源の循環利用や木材利用の意義に対する関心及び理解を深め、購買に繋がる機会を提供すること。なお、「木と暮らすデザイン KYOTO」、「京都府公衆浴場業生活衛生同業組合」と連携して、当該事業を開催すること。

なお、市が主催するものも含め、木材利用促進月間に実施するイベントについては、相乗効果を得られるよう総合コーディネーターとしての役割を担うこと。

- ・ 実施予定場所：京都市庁舎前広場
  - ・ 実施予定時期：令和8年10月17日（土）、18日（日）の2日間とする。
  - ・ 出展予定者数：各日30者以上（飲食関連3ブース以上含む。）
  - ・ その他
- 2026年が千年に一度の026（お風呂）の年であることを踏まえ、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合とコラボ企画に取り組むこと。

- 移動式茶室（京都北山丸太生産協同組合が管理）を設置し、茶道体験などのコンテンツを交え、木の文化の魅力を来場者に効果的に伝える取組を企画すること。
- 北山丸太やみやこ杉木を用いた木工体験や京都産木材を使用した木製什器などの展示、販売を通じた普及啓発を行うこと。
- 会場付近を訪問する観光客にもアプローチするため、多言語で対応すること（英語は必須とする）。
- 会場の設営に必要な資材設備の調達（雨天時に追加で必要となる設備も含む）、運営に必要な届出等の諸手続、会場の設営や撤収、会場の運営、新型コロナウイルス感染症感染予防対策の実施等は業務に含む。
- その他、販売等の出展者の募集及び事業の実施にあたって必要な事業者との各種調整、説明会の開催は業務に含む。出展者は、林業や木材のみに関わらず、森林に関わる業種など幅広く想定すること（飲食に関しては、左京キラリ市出展者なども含む）。また、説明会の実施に当たっては、対面での開催を基本とし、できる限り事業者同士の交流や事業目的の共有の場を設定すること。
- 会場レイアウトは、来場者が回遊できるように配慮し、より効果的に「木の文化」を理解し、木材利用につながるように配置すること。また、雨天時の会場設営や対応方法について明確にすること。
- 会場付近を訪れる人を効果的に会場に誘導できるように、広報看板を3カ所以上設置すること。
- イベント実施日は、実施内容が分かるよう写真などの記録を残すこと。
- その他、上記イベントとは別日に、森林に関する子供達の原体験に繋がり、今後の行動変容を促すイベントを企画・運営することも可能とする。

## ② SNS 等による広報

来場者数が増えるよう、イベントについて、web を駆使した SNS 等で効果的に広報すること。

### ア SNS など

- ・ 方法等 : 広告配信も活用しつつ、事業の目的に沿った内容、効果や頻度等を検討し、発信すること
- ・ 発信対象 : 子育て世代、若者世代を中心にした市民全体。また、銭湯を愛する幅広い京都市民や観光客をターゲット層とする。
- ・ 発信時期 : ~イベント最終日

### イ ポスター及びチラシ

木材利用促進月間に実施するイベントのポスター及びチラシを作成し、集客につなげること。

#### <ポスター>

- ・ 規格 : B 2、A 2、A 1 サイズ等を想定。協議のうえ決定する。
- ・ 部数 : 200部以内

- ・ 掲示場所：ターゲット層に効果的に伝わる施設（商業及び宿泊施設など）、参加事業者の事業所、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合に加入の銭湯、市内公共施設等

- ・ 掲示期間：令和8年8月中旬（報道発表日以降）～イベント最終日  
＜チラシ＞

- ・ 規格：A4サイズ
- ・ 部数：5,000部以内
- ・ 配布先：市内公共施設、出展事業者等
- ・ 配布開始時期：令和8年8月中旬（報道発表日以降）  
（規格）チラシ：A4サイズ、ポスター：協議のうえ決定する。

#### ウ 京都市広報板掲示ポスターの作成

別添「京都市広報板掲示ポスター仕様」を参照のうえ作成すること。

上記、広報による効果検証を実施し、今後の改善点についても考察すること。

### ③ 来場者数のカウントとアンケートの実施

来場者向けアンケートを実施するとともに、来場者数の集計を行うこと。アンケートには、今後の木の文化に関するものとし、本市との協議のうえ、決定する。なお、外国人向けに英語版でも対応すること。

アンケートを収集するための手法（ノベルティ配布など）も検討すること。

## (2) みやこ杉木等を活用した建築物等の優良事例の発信

建築物等における木材利用を広く周知するため、「京都のステキな木の空間」事例集により木造・木質化の模範となる建築物等の事例を広く発信する。

また、木造、木質化をさらに推進するため、1件でも事例を増やせるよう効果的な広報方法やイベントなどを提案のうえ、実施することも可能とする。

### ① 効果的な広報の企画運営

木造・木質化された建築物等の事例を効果的に発信するパネル展示やSNS等を活用した広報を企画・運営すること。また、幅広く意見を募集するため、アンケート等により事例に対する感想を募集すること。

なお、助成制度を活用した建築物においては、コストメリットなどの情報も追加すること。

パネル展示かSNS等広報かは、提案内容を基に判断する。

- ・ 開催時期：令和8年10月頃（4(1)事業と連動させ効果的に実施）

### ② アンケートの実施

視聴者への感想等のアンケートを実施すること。アンケートの内容は本市と協議のうえ、決定する。

アンケートを収集するための手法（ノベルティ配布など）も検討すること。

### ③ 事例集の作成

本市が募集した木造・木質化された建築物等の事例をとりまとめ、木材利用の魅力が的確に伝わるように編集した事例集を作成する。

令和6年度までの事例に加え、令和7年、8年度（11月までに応募のあつ

た事例に限る)に新たに選定した事例を掲載する。事例集は冊子版に加えて、デジタル上で使用できるようデータも作成すること。

- ・ 規格：A4、オールカラー、30ページ程度
- ・ 紙質：コート紙70kg程度
- ・ 部数：300部

#### ④ 選定盾の制作

「京都のステキな木の空間」の選定盾を制作すること。

- ・ 規格：みやこ杣木を使用すること
- ・ 個数：10個以上（応募状況に応じて変動する可能性がある）

※ (1)(2)の内容について、変更する場合は、京都市と協議すること。

#### (3) 事業成果の検証

上記の(1)から(2)までの取組でのアンケートの集計、成果の検証及び今後のさらなる改善点を抽出すること。検証にあたっては、本市と協議のうえ、複数の指標を設定すること。

## 5 成果品

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書及び関係書類一式（電子データを含む）
- (3) その他本業務で作成した印刷物及び電子データ等 一式
- (4) (1)～(3)のほか、本市が指示するもの

## 6 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密に取りながら業務に当たること。
- (2) 業務の進捗にあたっては、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物等の著作権や使用権は、本業務の実施前から著作権や使用権等を持つものを除き、本市に帰属する。なお、受託者は著作者人格権を主張しないものとする。
- (5) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (7) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (8) 本市は(7)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市担当職員と協議し、その決定に従うものとする。
- (10) 本事業に必要な物品の購入や発注等を行う際は、市内中小企業の活用に最大限の工夫と努力を行うこと。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、必要があると認めるときは、委託

業務内容の変更等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、本市と協議のうえ、変更契約等の手続を行う。

- (12) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (13) 事業実施に伴い、本市又は第三者に損害が生じた場合は、全て受託者の負担で補償を行うこと。受託者は、適切な保障が受けられる損害賠償保険、傷害保険等に加入すること。
- (14) 本業務に関しては、個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書のとおり、従事すること。なお、事前にその現況が分かるよう、立入調査等を実施する。

## 個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施す

ること。

- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複製又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者(委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。)の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めると

きは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。